

長浜新川における地域住民の関わりと今後の整備計画について

曾我 愛実¹・門脇 広和²

¹長浜土木事務所 河川砂防課

²長浜土木事務所 河川砂防課

平成9年の河川法の改正によって河川環境の整備と保全が目的に加えられ、河川空間は地域の方々と行政の協働による川づくりの現場として、維持管理・利用促進に向けた重要な役割を期待されている。長浜市内を流れる長浜新川は、昭和48年の計画立案以降、平成17年6月の右支川完成によって、長浜市内の治水安全度は向上したといえる。一方で河川整備と併せて、地域の人々に広く利用してもらえるように親水階段や遊歩道を整備している。本稿では、地域の方々と行政の協働による維持管理活動の取り組みや、長浜新川の今後の整備に向けた計画や課題について報告する。

キーワード 協働、維持管理、親水、整備計画

1. はじめに

長浜市内を流れる河川の河積は狭小で、流下能力が不足しているため、過去からたびたび浸水による被害が発生している。しかし、現在の河川沿いには民家が密集しており、拡幅による河川改修は困難である。また、交通機関の整備（JR北陸線、国道8号、北陸自動車道等）に伴う急速な都市化により、水害の発生する要因は増加してきた。特に1969年(昭和44年)から1971年(昭和46年)の水害をきっかけに、水害の被害軽減を目的とした河川整備が計画されることとなった。



図-1 概要図

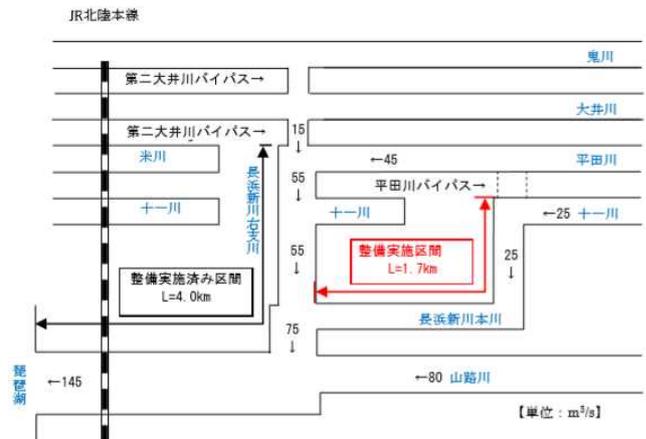


図-2 計画高水流量配分(1/10)

2. 長浜新川の概要

長浜新川は、長浜市の市街地を流れる米川、十一川、薬師堂川等を市街地の東側（上流側）で統合し、バイパス河川として降雨を琵琶湖に流すことを目的として計画された。1974年(昭和49年)に長浜新川中小河川改修事業全体計画が認可されたのを受け、1980年(昭和55年)より用地買収が始まり、琵琶湖総合開発事業により河口から2.7kmの改修が完了した。2005年(平成17年)6月20日には、琵琶湖から山階町までの約4km（本川下流部および右支川）の通水が完了し、市街地中心部の治水安全度向上に貢献しているところである。

長浜新川の計画概要を示す。本川下流部および右支川は1/10の改修規模で整備されている。(図-1、2参照)

- ・流域面積 A=16.9km²
 - ・河川延長 L=6.97km(本川L=4.69km、支川L=2.28km)
 - ・全体事業費 200億円
 - ・計画高水流量 320m³/s(190m³/s)
 - ・改修規模 1/50 (1/10)
- () は整備計画上の数値

3 長浜新川環境整備検討会

(1) 「長浜新川環境整備検討会」について

長浜新川の整備においては、コンクリートの見えない川づくりをコンセプトに大型の連結ブロックを用い間を川土で埋めており、時を経て在来の草が生い茂る河原となるよう施工した。一方でこのコンセプトは、草が繁茂しやすく樹林化する恐れがあることから、河川敷の良好な維持管理に支障をきたすことが想定された。そこで、長浜新川の河川敷が、市街地の中の貴重なオープンスペースとして、市民等に有効に利用されることを目的として、検討を行う「長浜新川環境整備検討会」が2001年(平成13年)に設立された。検討会では事務局を県土木事務所河川砂防課ならびに長浜市役所都市建設部道路河川課におき、長浜新川沿川の自治会関係者や六荘地区地域づくり協議会関係者を中心とした委員で構成されている。実施している事業は、長浜新川の河口から国道8号上流までの区間を対象として、以下の事項についての検討である。

1. 河川敷地の環境整備計画の策定
2. 環境整備事業完了後の河川敷地の維持管理計画
3. その他河川敷地の利用に関すること

(2) 関連する事業について

a) クリーンアップ作戦

長浜新川の環境美化を目的に、ボランティアを募ってごみ拾いと草刈りを毎年1回、おおむね7月上旬の日曜日に開催している。2019年(令和元年)は7月7日に開催し、通算で15回目の活動となった。主な参加者は地域住民、企業、高校生、行政関係者と多岐に渡っている。

ここ5年の参加者数について表-1に示す。(写真-1, 2参照)

表-1 長浜新川クリーンアップ作戦参加者数

開催年	参加者数(人)
2015年(平成27年)	167人
2016年(平成28年)	221人
2017年(平成29年)	228人
2018年(平成30年)	※224人
2019年(令和元年)	210人

※平成30年は中止のため、申込者数



写真-1 2019年(令和元年度) 実施状況



写真-2 2019年(令和元年度) ゴミ集積結果

b) ヒツジの放牧

2010年(平成22年)から毎年秋に畜産技術センターならびに地域の方々の協力の下、ヒツジの放牧を行っている。当初は除草効果を期待していたものであるが、地元住民や子供たちに好評であることから、現在はヒツジをきっかけに長浜新川に親しんでもらう効果も期待している。例年は1週間程度、ヒツジを放牧することとしていたが、近年は付近への路上駐車や、夜間に騒ぐ不審者が出る等の苦情があり、今年度から5日間の放牧としている。(写真-3参照)

c) 生き物観察会

川のことを知り、川に親しむことを目的として、毎年1回~2回、六荘認定こども園主催、土木事務所協力のもと、園内の5歳児を対象に「長浜新川生き物観察会」を開催している。長浜新川と山路川との合流部は、園児でも川の中に入れるよう、階段と浅瀬が整備されており、園児は水草の周りを網ですくったりして、ヤゴやエビ、ザリガニ、ドジョウ、小鮎、アメンボなど様々な生き物を捕獲し、湖北野鳥



写真-3 2019年(令和元年度) ヒツジ放牧実施状況

元年)は7月10日に開催され、県水産課の協力のもと、ニゴロブナの稚魚の放流も行った。(写真-4参照)



写真-4 2019年(令和元年度) 生き物観察会実施状況

センターの職員の説明を受けている。2019年(令和



図-3 遊歩道整備計画図

4 環境整備事業・維持管理の取り組み

長浜新川環境整備検討会にて策定された環境整備事業ならびに県等で実施している維持管理の取り組みについて述べる。

(1) 遊歩道の整備

平成16年度より、環境整備事業として河口部からさくら橋の間の高水敷に遊歩道を設置している。総

延長は兩岸で約4kmで、平成30年度をもって完成し、環境整備事業は完了となった。事業の効果として当該遊歩道を利用して長浜新川を散策する地域住民が多くみられるようになった。2019年(令和元年)6月23日には六荘地区地域づくり協議会主催で完成記念ウォーキングが開催され、多くの方が参加された。(図-3、写真-5、6参照)



写真-5 遊歩道



写真-6 完成記念ウォーキングの様子

(2) 階段の設置

堤防道路から河川敷への移動ができるよう、階段を設置した。しかしながら、遊歩道の施工延長が伸びるに従って、歩行者の動線が変わっていき、現在は15箇所となっている。さらに新たな箇所への階段設置要望が寄せられている。(写真-7参照)



写真-7 階段

(3) エコフオスターやボランティアとの協働による除草

エコフオスターとはエコ(環境)とフオスター(育成する)を結び付け、環境こだわり県である滋賀県を表す「淡海」を冠したボランティア制度で、ゴミの散乱を防止し、公共的場所の美化及び保全を目的としている。長浜新川においても複数の企業・団体がエコフオスター制度に登録し、毎月1回の清掃に取り組んでいただいている。また、春と秋の2回、河川管理者である県発注による除草業務を実施している。1回当たりの総延長は約4km、総面積は約90,000m²に至り、2019年(令和元年度)の春においては約25tの刈草の処分を行った。

5 今後の課題

(1) 除草や伐木について

現在、長浜新川では河川管理者として年2回、ならびにクリーンアップ作戦や淡海エコフオスターによる除草を実施している。この取り組みは他の一級河川と比較して手厚い維持管理を実施していると言えるが、それでも河川内の草の繁茂が著しく、良好な河川環境の維持は難しい課題となっている。また、水際は特に除草や伐木が困難なため、数年の間に樹木化して流下阻害の一因となっている。(写真-8参照)



写真-8 河川内の樹林化状況

(2) オオキンケイギクの繁茂

オオキンケイギクはキク科の植物の一種で、黄色い花を咲かせる。観賞用として非常に好まれ、これまでは斜面の緑化に使用されてきた経緯もあり、長浜新川に多く繁茂しているが、強靱であり在来種を駆逐することから2006年に外来生物法に基づき特定外来種として駆除の対象となった。

駆除においては、種子を地面に落とさない、種子が付く前に駆除を行う必要がある。また根から抜いた個体を即座に袋に入れて移動させる必要があり、まばらに繁茂しているオオキンケイギクに対して、これらの作業を従前の肩掛け式の堤防除草に先立って効率よく実施しなければならないことから、作業の実施時期・発注形態について特別な注意が必要となる。2019年度(令和元年度)は除草委託の受注者とクリーンアップ作戦の参加者に人力による除根と迅速な袋詰めを依頼した。(写真-9参照)



写真-9 啓発看板

(3) 施設の老朽化

先に述べた遊歩道・階段工の老朽化が進行している。具体的には遊歩道の不等沈下による水たまりの発生、階段工の擬木の破損である。幸いにして多くの地域住民が遊歩道を利用していることから、施設の変状については逐次通報がある状況である。

その反面、利用者が多いことから施設の老朽化を原因とする事故が生じないよう、迅速な対応が求められている。(写真-10参照)



写真-10 階段の老朽化状況

(4) 環境整備検討会の活動について

これまではどのような事業を計画していくかを主として環境整備検討会が取り組みを検討してきた。しかし、2018年（平成30年度）に遊歩道整備が完了したことから、今後は施設の維持管理と併せて、より多くの地域住民に憩いの場として長浜新川への関わりを深めてもらえる方策を検討課題として取り組んでいくこととなった。

6 今後の河川整備について

河川整備の現状として、本川の整備が未着手の状況となっている。当初計画は1974年(昭和49年)に計画された内容であり、近年の豪雨災害にて河川の越水や氾濫が頻発している状況下で、これまで集落内に河川が無い地元自治会に新たに河川を設ける計画であることについて、新たに設けた本川で水害が発生する可能性があるという懸念材料を払拭できる説明を行う必要がある。

また、すでに完成している右支川においては、先述したような手厚い維持管理を行っているにもかかわらず樹木化している箇所があり、本川の見本となるべき状態とはいえない部分がある。そのため、右支川の維持管理にて問題となっている事象については、今後本川の整備において繰り返すことが無いよう設計段階で検討を進めておく必要がある。

7 おわりに

長浜新川環境整備検討会の設立から約20年となるが、その間、河川管理者である行政と地域住民の方々が一体となった取り組みが継続して実施できていることは、生活環境の向上に向けた地域住民の方々の高い意識によるところが大きい。その反面、長浜新川計画段階における行政当局とのしこりが残っている地域もあり、良好な河川環境を保持していくことはもちろん行政からの一方的な取り組みの押し付けではなく、長浜新川にかかわる多様な団体や住民の方々から幅広く意見を伺い、双方が利活用しやすい河川環境の保全に向け、継続的に取り組んでいくことで解消を図っていく必要がある。